

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
公共施設 マネジメント課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 土地の貸付料について，納期限までに納付されないため督促しなければならないところされておらず，その後の納付確認を行わなかったことにより，数か月にわたり収入未済となっていたものがあつた。	収納や督促状の発付状況等を一元的にまとめた債権管理報告書を月に1回作成，課内決裁することで，納付状況を適切に管理し，督促状の発送に漏れが生じないよう事務処理を見直した。	令和3年 5月17日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
① 行政財産使用料や新型コロナウイルス感染症に伴い返還する場合の使用料については，手引や通知等での取扱いが示されているところであるが，算定方法の一部に不明確な点があり部局間で異なる取扱いが見受けられたことから，制度の運用に当たっては事務処理に誤解などが生じないよう通知等で周知徹底を図るとともに，制度を所管する部局として各部局の状況を把握し，必要に応じて適切な指導を行うよう努められたい。	使用料返還額の過誤処理については，個別に担当課に対応を依頼し，追加還付済である。 また，令和3年度から適用する「公有財産事務の手引」及び「行政財産の目的外使用許可に関する事務取扱い通知」については，監査における意見を反映させた内容とした。 今後も，事務処理に誤解が生じないよう手引や通知等の見直しを行い，適切な指導に努めていく。

監査指摘事項の措置状況通知書

税務部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① イメージファイリングシステム端末機器等賃貸借契約における指名競争入札において、指名業者の辞退により1者で入札が行われたが、入札者が1者の場合、契約事務の手引では入札を中止すべきとされていることから、あらかじめ指名通知書にその旨を記載するほか、指名業者の選考に当たっては入札による競争性が確保されるよう努められたい。</p>	<p>指名競争入札による契約事務の執行に当たっては、契約事務の手引に基づいた事務処理を行うとともに競争性の確保に努めるよう、部内会議を開催し各所属長へ周知徹底を図った。</p> <p>なお、本契約については令和5年12月までの長期継続契約であるため、次回の入札時においてより競争性が確保されるような手法について可能な限り検討・改善に努めるよう引継データを作成した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

市民生活部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 特定計量器所在場所定期検査において，受検しようとする者は申請書を提出しなければならないとされているが，検査実施伺起案後に受領したもの，法人として申請すべきところ個人名により申請したものなどが多数見受けられたことから，申請書受領に係る事務手順や審査体制の点検を行うなど，規則等の規定に基づく適正な事務執行となるよう検討されたい。</p>	<p>令和3年の申請書受付より係内審査体制を見直し申請書受理時の指導を強化した結果，全件期日（令和3年3月31日）までに申請書が提出され，不適切な申請者名のものも発生しなかった。また令和2年において特に不備があった2事業者へは正しい記載方法を提示し次回以降改めるよう指導済。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

建築部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市営住宅課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 市営住宅の行政財産目的外使用許可に係る使用料について、納期限までに納付されないため期限を指定して督促をしなければならぬところ催促のみを行い、その後の納付確認を行わなかったことにより、数か月にわたり収入未済となっていたものがあった。	収入未済となっていたものについて、納期限や督促の状況を記載する管理簿を作成し適正に管理を行い、令和3年7月7日に全ての収入未済が解消された。	令和3年 7月7日

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
公園みどり課	(1) 収入に関する事務 [改善を要するもの] ① 自動販売機の設置に係る公園使用料について、金額の記載を誤ったことにより、1件60円の過少徴収となっていた。	過少徴収となっていた60円を追徴した。	令和2年 12月30日
土木管理課, 公園みどり課	[検討を要するもの] ① 道路占用料及び公園使用料が未納のものについて、督促状発出を納期限を超えた日から20日以内とする旭川市公法上の収入徴収に関する条例とは異なる取扱いとしていることから、条例の趣旨に沿うよう、事務処理手法を検討されたい。	定期的に納付状況を確認し、納期限を超えた日から20日以内に督促状を発出するよう改善した。	令和3年 4月1日
公園みどり課	② 公園の使用許可及び占用許可について、特に必要と認める理由が明らかでないにもかかわらず、申請書の提出が旭川市都市公園条例施行規則で定める期限を過ぎていたり、使用料等について、同規則で必要とする後納申請書を徴さずに後納の取扱いとしているものなどが見受けられたことから、関係規定に基づく処理となるよう、事務手続の在り方を検討されたい。	新たに事務処理マニュアルを作成し、申請書の提出が期限を過ぎる場合は理由を明記するようマニュアルに規定した。また、旭川市都市公園条例施行規則を改正し、占用許可について、特に必要と認める場合は期限を過ぎても申請書を提出できるよう条文を改めるとともに、使用料の後納について、公園の使用等と一括申請できるよう様式を変更することにより、適切な事務処理となるよう見直しを図った。	令和3年 4月1日

監査指摘事項の措置状況通知書

經濟部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 財政援助団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	(2) 所管部局（經濟部）に関する事項 [検討を要するもの] ① 旭川市補助金交付基準では、補助金交付団体の運営の適格性の判断基準として、繰越金が補助金額から判断して妥当であることと規定されているが、団体の収支決算では補助金額を上回る繰越金が生じており、さらには特定の使用目的を持たない財政調整積立資産を積み増していることから、市の出資団体であることや市の厳しい財政状況も勘案し、補助の必要性及び補助金額の妥当性について十分に検討されたい。	令和2年度の当該補助金については、交付決定額400万円に対して、繰越金の積み増し額が約180万円であり、繰越金が補助金額から判断して妥当であると認められることから、交付決定額の400万円で補助金額を確定した。また、令和3年度の予算では、繰越金や財政調整積立資産を積み増している団体の財政状況等を勘案し、補助金額を300万円に減額した。今後も引き続き、団体の収支全体を把握して、補助金の適用について慎重に判断する。	令和3年 4月1日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	② 当補助金は、資金収支計画を審査の上概算払をしているが、団体の前年度決算書によると財政調整積立資産として交付決定額を上回る普通預金を保有しており、当該積立資産を一時的に取り崩せば概算払は不要であったと考えられることから、概算払の時期や額の妥当性について厳格かつ慎重に判断されたい。	財政調整積立資産のうち普通預金分については、資金収支計画に計上すべきものと認識を改め、概算払の時期や額の妥当性について厳格かつ慎重に判断することとした。	令和3年 4月1日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	③ 当補助金の額に結果として影響はなかったものの、旭川市補助金交付基準では、事業の受益者負担額分を減額して補助額を決定することとされているが、補助金交付要綱にはそれに関する規定がなく、補助対象経費の積算において受益者負担である施設賃貸事業収入及び受取負担金の充当額を控除していないことから、交付要綱の見直しを検討されたい。	令和3年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、補助対象事業の受益者負担分を減額して補助額を決定する規定とした。	令和3年 4月1日

監査指摘事項の措置状況通知書

経済部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 減価償却費の算出において、期末帳簿価額を備忘価額である1円とすべき資産を誤って償却したことにより1件1円過大となっているもの、過年度に一部除却した資産を誤って当初の残存価額に基づき算出したことにより1件22,309円過少となっているものがあつた。	令和2年度決算において、過大分及び過小分の修正を行い、更正後の帳簿価額を固定資産台帳及び会計帳簿に記載した。	令和3年 3月31日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	② 退職給付引当金の算出において、勤続期間1年以上5年以下の職員に適用すべき率を乗じなかったことにより、退職給付費用が107,304円過大となつていた。	令和元年度で過大となつていた退職給付費用107,304円については、令和2年度決算において決算修正を行った。	令和3年 3月31日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	③ 旭山動物園売店業務に伴う塵芥処理業務委託の支出において、誤って前年度契約単価により金額を算出した請求書を受領し、そのまま支出していたことにより、1件71円の未払いがあつた。	1件71円の未払い分の追給処理を行った。	令和3年 2月19日
経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)	④ 駐車場白線引き業務に係る支出において、支出何の起票を失念するとともに、相手方も請求を行わなかつたことにより、1件200,000円の未払いがあつた。	1件200,000円の未払い分を支払つた。	令和3年 2月19日

<p>経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)</p>	<p>⑤ 職員の旅費の支給において、駅と空港間の車賃等の計上が漏れていたことにより、2件1,730円の未払いとなっているものがあった。</p>	<p>2件1,730円の未払い分の追給処理を行った。</p>	<p>令和3年 2月5日</p>
<p>経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)</p>	<p>⑥ 施設賃貸事業収益において、附属設備使用料の単価を誤ったことにより、1件360円の過少徴収となっているものがあった。</p>	<p>1件360円の過少徴収について、算定ミスを是正し、使用者から不足分を徴収した。</p>	<p>令和3年 3月22日</p>
<p>経済交流課 (一般財団法人道北地域旭川地場産業振興センター)</p>	<p>[検討を要するもの] ① 業務委託やリースなどの契約において、当団体の契約事務取扱規程に定める要件に合致しないにもかかわらず特定の二者との随意契約を行っているものが多数あり、この中には合理的な理由は認められるものがある一方、業務を熟知していることなどを理由に安易に前契約者を選定しているものもあった。 特定の二者との随意契約は契約方法の例外であることから、公平性、経済性の観点からも、実施に当たっては慎重かつ厳格に判断するとともに、契約事務取扱規程の見直しを検討されたい。</p>	<p>契約事務取扱規程を見直し、規程の一部改正を行った。また、令和3年度の業務委託やリース契約においては、見積合せを基本とし、特定の二者との随意契約が必要な場合に当たっては、契約事務取扱規程に基づき適正に実施している。</p>	<p>令和3年 4月1日</p>

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 契約事務において，支出伺に検査日及び検査印が漏れているもの，検査員と異なる者が検査を行っているもの，完了前に検査を行っているものなど，当団体の契約事務取扱規程及び契約書の規定と異なる手続となっているものが28件見受けられたが，これらの中には平成28年度の定期監査の指摘事項と同様のものも多数含まれており，依然として改善されていない状況であることから，組織としてチェック体制の強化を徹底するとともに，職員一人一人が適正な事務処理を行うために必要な取組を実施するよう強く望むものである。</p>	<p>契約事務などに関するチェックリストを作成するとともに，複数の職員によるチェックを徹底するなど，組織としての監視体制を強化した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

令和2年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>① 農業センターにおいて試験栽培した農産物のうちの一部は生産品とし，農産物直売所で販売しているが，生産品の受入れ通知等の意思決定手続が十分でない状態が見受けられたほか，販売業務を委託するに当たり，販売代金の収納や委託手数料の取扱い等が明確となっていないことから，法令上必要となる取扱いを再確認し，生産品に係る手続や契約内容を見直すなど適切な事務執行に努められたい。</p>	<p>① 生産品の受入れ等について 生産品の受入れ通知等の意思決定手続を明らかにするために，帳票の改正等を実施した。</p> <p>② 販売業務の委託について 販売代金の収納や委託手数料の取扱い等を明確にするために，契約内容等の見直しを行った。</p>